



短期入所生活介護費 別館・ユニット型個室（1人部屋）

要介護度	1日あたり（介護保険報酬内訳）									
	単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ（※1）	夜勤職員配置加算Ⅵ（※2）	機能訓練指導体制加算（※3）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（※4） 総単位数 ×14%	合計単位	1単位の単価 5級地（※5） 合計単位 ×10.55円	自己負担金／日 （目安） 1割負担の方	自己負担金／日 （目安） 2割負担の方	自己負担金／日 （目安） 3割負担の方
要支援1	529	22		12	79	642	6,773円	678円	1,355円	2,032円
要支援2	656				97	787	8,302円	831円	1,661円	2,491円
要介護1	704	22	20	12	106	864	9,115円	912円	1,823円	2,735円
要介護2	772				116	942	9,938円	994円	1,988円	2,982円
要介護3	847				126	1,027	10,834円	1,084円	2,167円	3,251円
要介護4	918				136	1,108	11,689円	1,169円	2,338円	3,507円
要介護5	987				146	1,187	12,522円	1,253円	2,505円	3,757円
減額（※6）		食費（※8）／日			居住費（※7）／日			居住費+食費／日		
第1段階		300円			820円			1,120円		
第2段階		600円			820円			1,420円		
第3段階（1）		1,000円			1,310円			2,310円		
第3段階（2）		1,300円			1,310円			2,610円		
第4段階		1,445円			2,006円			3,451円		

（朝395円昼525円夕525円）

注：今回、単価の変更、利率の使用に伴い、端数処理が回数によって変更となり、上記の1日の目安×日数ではありません。

その他加算（ご利用者・ご家族の希望によってサービスを利用された場合にお支払いいただくもの）		
実施加算	送迎加算	片道につき184単位（自己負担額 210円（目安）） ※通常の事業実施地域を越えてからは、1kmあたり100円がかかります。
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり120単位（自己負担額138円（目安））※対象の方のみ 若年性認知症利用者受入とは・・・64歳以下の方で医師より「認知症」等と診断された方を受け入れる場合。
	療養食加算	1食につき8単位（自己負担額10円（目安））※対象の方のみ 医師の指示書に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食などを提供した場合。
	緊急短期入所受入加算	1日につき90単位（自己負担額103円（目安））※対象の方のみ ご利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護が必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定します。
その他	複写物の交付	ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス。別途契約により、無料に交付するものは除きます。 1枚 10円 （A4サイズを標準）
	外出行事や特別なレクリエーション等	その企画の都度、ご利用者様若しくはご家族の希望をお伺いして実施します。 実費の徴収をさせていただきます（通常施設内で行われるレクリエーション。リハビリ等は無料です）
	お好み食事	通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合（お酒や特にご希望の副菜など） 食材費等の実費を徴収させていただきます。
	買い物代行	地元の商店等での買い物をするサービス又は、インターネット・買物発注代行（長期利用者及びご家族にて対応が困難な場合のみ） 100／1回
	理容サービス	理容師の出張による理容サービス（日程の調整等があり、ご利用できない場合がございます） 2,000円／1回 （顔そり300円、毛染め1,500円）
	料金引落サービス	事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料 70円／1回
※1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは・・・介護職員の総数のうち、介護福祉士を所持している介護職員が基準を満たしている場合に加算されます。	
※2	夜勤職員配置加算Ⅲ（従来型）・Ⅵ（ユニット型）とは・・・夜勤時間帯（午後10時から午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。）に必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置することに加えて、看護職員又は「喀痰吸引等のできる介護職員」を配置していること。	
※3	機能訓練指導員を配置していることをいいます。	
※4	介護職員処遇改善加算とは・・・介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。	
※5	平成27年度介護報酬改定にともない、事業所所在地がつくば市である当事業所は5級地となり、1単位の単価が10,55円となります。	
※6	減額とは	減額とは ※第1段階：住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者または生活保護受給者【預貯金等の資産状況（単身）1000万円以下（夫婦）2000万円以下】 ※第2段階：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が80万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）650万円以下（夫婦）1650万円以下】 ※第3段階（1）：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が80万円を越えて120万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）550万円以下（夫婦）1550万円以下】 ※第3段階（2）：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が120万円を越える方【預貯金等の資産状況（単身）500万円以下（夫婦）1500万円以下】 ※第4段階：住民税課税世帯に属する方
※7	居住費とは・・・ご利用者様の居住環境によりお支払いいただくもの。	
※8	食費とは・・・朝食395円・昼食525円・夕食525円、3食で1,445円。（又は減額の金額の負担となります）	
※9	介護職員等ベースアップ等支援加算とは・・・介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。	